

工事契約関係の入札契約制度一部改正について

1 許容価格（予定価格）の事後公表

（実施時期：平成21年8月1日以後の公告から実施）

【現行】 許容価格（予定価格）は入札前に公表する。

【改正後】 許容価格（予定価格）は入札後に公表する。

2 最低制限価格計算式の一部変更

（実施時期：平成21年7月13日以後の公告から実施）

【現行】 直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 60% + 一般管理費 × 30%（75%から85%の間）

【改正後】 上記計算式により得た額にくじによる数字を乗じて上下それぞれ1%程度の範囲で変動させます。

3 職員への要望等に対する対応の徹底

（実施時期：平成21年8月1日から実施）

これまでは、業者等からの働きかけに対しては、職員個人が口頭により対応することとなっていたため、表面化しにくいといった問題があった。このため、今回、要綱を定め、職務に対する要望等を記録に残すシステムを整備することにより、業者等からの働きかけについても契約部局に情報が組織的、規則的に集まることになり、不正な動きに対して、下記4の措置等の素早い対応ができるようになる。

4 指名停止基準の強化

（実施時期：平成21年8月1日から実施）

(1) 「公開前に許容価格，低入札価格調査基準価格，最低制限価格，設計金額及びその内訳等の非公開情報を探ろうとする行為」及び「非公開情報を入手し，これを利用して入札に参加する行為」を厳格に運用する。

(2) さらに「電話，口頭など，入札においてあらかじめ公告に定められた方法以外の方法による質問を繰り返す行為」を加える。